

[事案 20-16] 高度先進医療給付金請求

- ・平成 20 年 8 月 5 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 10 月 23 日 和解成立

< 事案の概要 >

先進医療を受け高度先進医療給付金を請求したところ、約款規定の支払要件に該当しないとの理由から不支払いとなったことを不服として申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年に A 大学病院において、「インプラント埋入手術」(以下「本件手術」という。) を受け、医療保険に付加された高度先進医療特約にもとづき高度先進医療給付金の支払いを求めたところ、保険会社は、手術は同特約に定める高度先進医療には該当しないという理由で、同給付金が支払われない。下記理由により納得出来ないので、高度先進医療給付金を支払って欲しい。

- (1) インプラント義歯治療を受ける前に、販売代理店担当者に同給付金の支払いの可否を確認したところ、約款上問題ないと回答であり、念のため本社にも確認し、治療内容を説明したが、約款の支払事由に該当していれば支払うと説明するだけで、インプラント義歯でも先進医療に該当せず支払われないことがある場合の可能性や、事前に高度先進医療治療の該当の有無を医療機関に確認するなどの対応がなかった。
- (2) 保険会社の回答を受け、高度先進医療を受ける要件を満たすために地元の歯科医院から、治療機関を A 大学病院に転院しインプラント義歯施術を受けた。
- (3) A 大学病院に転院しインプラント義歯施術を受けたため、高額な治療費を支払うことになってしまった。適切な説明があれば、大学病院に転院してまで同手術を受けることはなく、高額な医療費を負担することはなかった。

< 保険会社の主張 >

下記により、申立人の高度先進医療給付金の支払請求に応ずることは出来ない。

- (1) A 大学病院発行の入院・手術証明書の「先進医療について」欄には、先進医療として治療された場合に医療機関により記載されるべき「治療の種類」欄および「技術料」欄に記載がない。また、同病院に照会した結果、「先進医療の対象としているインプラント義歯施術については、悪性新生物の一連の治療として施術を行う場合や、事故等により治療が必要な場合に限定しており、患者の希望により受療される場合は先進医療の対象としていない」との回答であった。
- (2) 申立人からの確認に対し、販売代理店および当社カスタマーセンターは厚生労働省の指定している先進医療に認定されている「療養」に、インプラント義歯治療が含まれていること、および先進医療の要件である「厚生労働省の定める保険医療機関に関わる基準に認められている医療機関」として、A 大学病院があることを案内しているが、これらの案内内容に間違いはない。
- (3) 治療においては、医師と患者がその症状に対する治療内容や技術方法を決定するものであり、先進医療に該当するか否かは、施術を行った病院が決めるものである。これらの決定については保険会社が関与できるものではなく、医師や患者に対して高度先進医療給付金の対象となる施術を薦めることは出来ない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等書面にもとづいて検討を行い、審査会としての見解を保険会社に伝えたところ、保険会社より和解案の

提示があったが、申立人は同和解案を拒否した。

裁定審査会としては、申立人の高度先進医療給付金の給付に関する照会に対し、保険会社は医療機関による制約について説明しているが、他の給付条件について説明していない等の配慮すべき事項があるものの、保険会社提示の和解案は妥当なものであると考え、生命保険相談所規程第41条第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。